

2020年5月15日

各位

光製薬株式会社

緊急事態宣言の解除及び延長に伴う当社の対応について

2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発令されましたが、2020年5月14日をもって全国39県については宣言が解除されました。北海道、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、京都府の「特定警戒都道府県」に指定されている8つの自治体においては、2020年5月31日まで緊急事態宣言の期間が延長されることとなりました。

緊急事態宣言が解除された地域では、業種により営業停止や作業時間の短縮などの自粛措置が緩和されました。

しかしながら、光製薬は医療用医薬品の安定供給を継続する為、緊急事態宣言が解除された地域に居住される従業員の皆様にも引き続き「特定警戒都道府県」に指定されているエリアに準じた感染防止対策を継続して頂きますようお願い致します。

特に光製薬栗橋工場に勤務する茨城県、栃木県、群馬県にお住いの方につきましては引き続き感染防止の為の行動自粛をお願い致します。

また、現在実施しております時差出勤、マイカー通勤並びに在宅勤務につきましては緊急事態宣言の解除まで継続致します。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、引き続き下記の事項を周知徹底くださいますよう宜しくお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染対策を徹底すること。
- ② 社内でのマスク着用及び咳エチケットの実施。
- ③ 不要な外出や他県への移動の自粛（私的行事含む）。
- ④ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加、及び行事の開催を見合わせる（私的行事含む）。
【講習会、研修会、展示会、社内外の会議、イベント、慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会、娯楽施設への立ち入り等】

- ⑤ 本人及び同居家族に新型コロナウイルスに該当する自覚症状が出た場合、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑥ 外出時及び通勤時に公共交通機関を利用する際には、不特定多数の接触する箇所に可能な限り触れないようにすること。
- ⑦ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。

尚、①、②、③、④、⑥に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

以上